

ブリスベン日本商工会議所

2021年の外国投資規制改正と FIRB承認申請手続の実務と近時の傾向

CLAYTON UTZ

クレイントン・ユッツ法律事務所
パートナー 弁護士 加納寛之

2021年8月31日

© Clayton Utz

本セミナーのトピック



1. 2021年の外資買収法改正の概要
2. FIRB承認申請の実務
3. 2021年法改正前後の実務の状況

2021年の外資買収法改正の概要

外資買収法改正の背景 - 近年の各国の動向

近年行われた主要国・地域の外資規制の改正の例*



2018年11月、Foreign Investment Risk Review Modernization Act 2018 が施行され、期間技術、インフラ、データに関連する投資に対する政府の審査権限が強化された。



2019年3月、政府が国家安全に基づいて既存または新規の外資投資の審査を行うことができる外資法を可決した。



2018年7月、国家安全に関する政府の権限強化が盛り込まれた白書を発表。量子コンピューターを含むハイテク産業への投資に対する政府の審査を要する基準値を下げた。



2019年4月、欧州委員会は、EU加盟国間における情報共有や外資審査の協力を改善するための外資審査の新体系を導入した。フランスやドイツを含むEU加盟国の数か国は外資規制を強化した。



2019年8月、政府による外資投資の事前承認を必要とする産業を拡大。2019年11月、事前承認を必要とする特定の企業の外資による取得割合を最小1%とする法改正が行われた。



2019年11月、Overseas Investment Act 2005 が改正され、政府の執行権限の強化、「国益基準 (national interest test)」の導入、「中核利益 (core interest)」を保護する権限が導入された。

* オーストラリア政府財務省 2020年6月「Foreign investment reforms」

2021年の外資買収法改正の概要

外資投資を管理する法令

外資投資関連法の法源

Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975 (Cth) (外資買収法)

- 外資による投資を管理する基本法
- 承認申請が必要となる投資の要件や、外資投資に関する財務大臣その他の政府機関の権限などを規定

Foreign Acquisitions and Takeovers Regulation 2015 (Cth) (外資買収法規則)

- 外資買収法の細則を規定する規則
- 外資買収法の適用に関する除外事項や特別ルール、特定の用語の定義や基準値などを規定

その他

- FIRBに対する申請費用を定める法律や、外国人による農業用地や水利権に関する所有の登録について定める法律など

近時の主な法改正

- 2015年12月1日 外資買収法の抜本改正が施行され、現在の規制の枠組が形成される
- 2020年3月29日 コロナ危機に伴う経済対策の一環として、あらゆる外資買収案件について適用される金額基準をゼロとする一時的な措置が施行される
- 2021年1月1日 **国家安全基準に基づく外資投資審査の枠組みの導入を含む、外資買収法の主要な改正が施行される。同時に上記の金額基準の一時的措置が解除される**

2021年の外資買収法改正の概要

国家安全基準の導入、法の執行権限の強化

国家安全基準の導入

- 取得価値に関わらずFIRBの承認取得が義務付けられる**国家安全通知義務行為 (Notifiable national security action)** の概念の導入
- 国家安全通知義務行為に関連する**国家安全関連事業 (National security business)** と**国家安全関連不動産 (National security land)** の概念の導入
- これまでFIRBの審査の対象となっていない海外投資を審査する**審査請求権 (Call-in power)** の付与と手続
- 既にFIRBの審査の対象となった投資を再審査する**最終審査権 (Last resort review power)** の付与と手続

法の執行権限の強化

- 立入調査などの**法令遵守モニタリング・違反調査権限**の強化
- **指導権限**の付与
- 虚偽の情報提供などの**対応措置 (承認取消しなど)**の権限付与
- **刑事罰と民事制裁金**の大幅な増強
- **違反通知 (Infringement notice)**の適用の拡大

2021年の外資買収法改正の概要

審査枠組みの強化、情報収集能力と政府間協力の強化、申請手数料体系の改正

審査枠組みの強化

- 海外の既存株主による保有比率が、会社が他の株主からの自己株式の買取や減資により**相対的に上昇**した場合、海外株主が会社の株式を取得したものとみなされる
- これまで会社と信託にのみ適用されていた**間接保有のルール**が非法人のリミテッド・パートナーシップにも適用される

情報収集能力と政府間協力の強化

- 外国人が所有する会社・事業、土地についての情報を登録する非公開の**レジスターの設立**
- 情報開示が可能となる**政府機関の範囲の拡大**
- 国家安全に関する事項について、一定の**海外政府機関との情報共有**

申請手数料体系の改正

- 原則、**対象資産の取得対価の金額に応じて申請手数料が決定される**計算方法
- 特定の種類の申請（例: グループ内リストラクチャリング）については固定手数料が適用される

2021年の外資買収法改正の概要

審査期間延長の仕組みの改正、その他

審査期間延長の仕組みの改正

- 財務大臣の命令や申請者の要請なしに法定審査期間（手数料受領から30日）を**最大90日（合計120日）**まで簡易に延長する権限の付与
- 既存の審査期間延長と組み合わせることにより、申請者による期間延長の申請なしで審査期間を**最大180日（合計210日）**まで延長できることになる

その他改正

- 外国政府投資家が投資口・持分を保有する**ファンド**について、**外国政府投資家の定義の緩和**
- 非外国政府投資家による**探査・探鉱目的の鉱区**の権益取得の**外資買収法の適用除外**
- **国家安全関連事業や国家安全関連不動産に設定される担保権**に関する承認要件の厳格化
- 国家安全関連事業や国家安全関連不動産の取得に関する除外証明の導入
- **オーストラリアメディア事業（Australian media business）**の定義の拡大

今回の法律改正に合わせ、これまでゼロとされていた外資買収案件について適用される**金額的基準値**が復活した（厳密には臨時措置前の基準値よりCPI上昇相当分の増加）

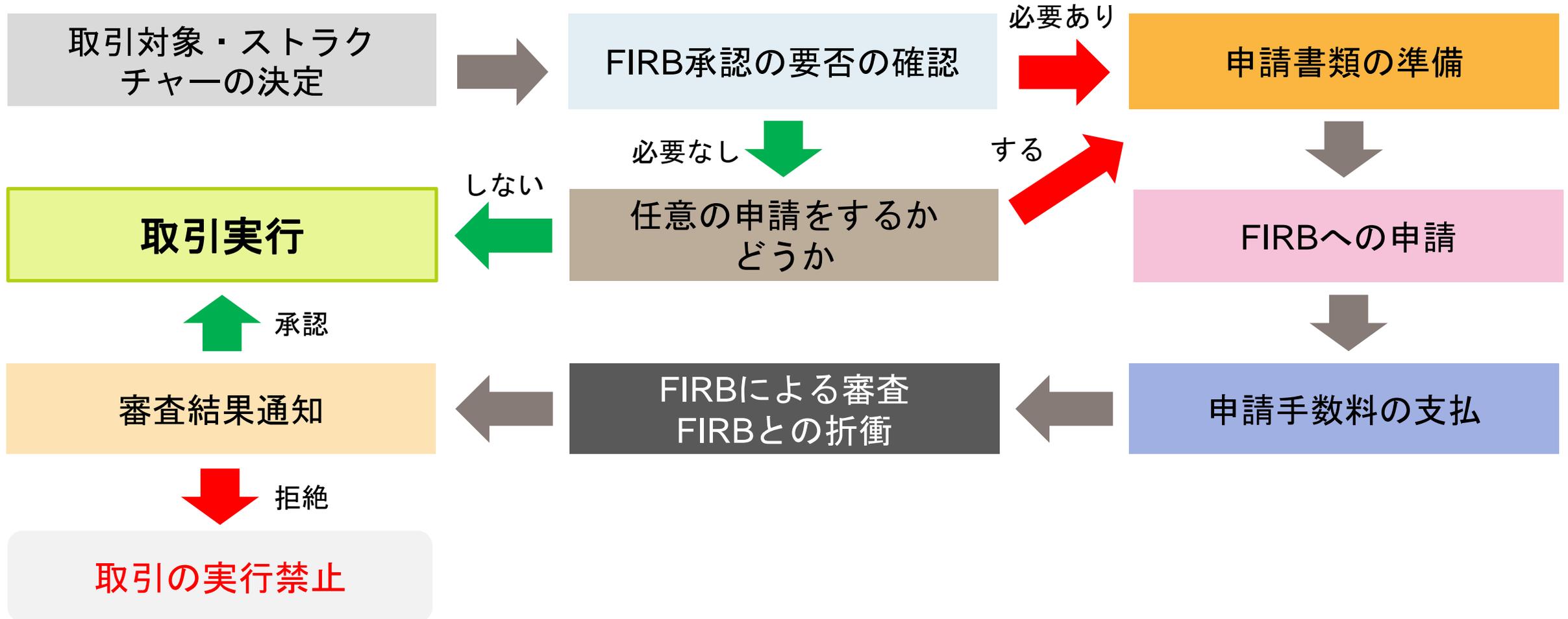
本セミナーのトピック



1. 2021年の外資買収法改正の概要
2. FIRB承認申請の実務
3. 2021年法改正前後の実務の状況

FIRB承認申請の実務

FIRB申請準備から取引実行までの大まかな流れ



FIRB承認申請の実務

FIRB申請準備 – FIRBの承認の要否の確認

主なチェックポイント

投資家/買主の種類

- 投資家が外国政府投資家とみなされるかどうか
- 対象資産を直接取得する買主となるエンティティがFTA締結国のものかどうか

対象資産

- 対象会社・対象事業の種類（国家安全関連事業、銀行・保険業、メディア事業に該当するかどうか等）
- 投資の対象が会社の場合、その資産構成（不動産が会社の総資産価値に占める割合）
- 対象資産が不動産の場合、不動産の種類

対象資産の価値

- 投資の対象が会社の場合、対象会社の直近B/S上の総資産の価値
- 投資の対象が事業または不動産の場合、事業資産・不動産の価値
- 100%ベースの取得対価

取得割合

- 投資の対象が会社の場合、取得割合



- 外資買収法に基づくFIRBの承認要否に関する規定は非常に複雑であるため、**専門家のアドバイスを得ることが推奨**される
- FIRBの承認要否の判断は、取引が**グループ会社間の取引であっても等しく適用**される

FIRB承認申請の実務

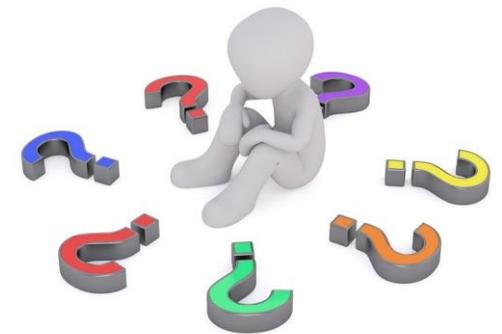
FIRB申請準備 – 任意申請

任意申請とCall-in Power の関連性

- 2021年法改正によりCall-in Power が導入されたことに伴い、任意申請の制度が導入される
- 任意申請は、投資実行後に、Call-in Powerにより付帯条件を付されたり処分命令の対象となる不確実性を払拭することが目的
- Call-in Powerは、投資の時点でFIRBの承認が必要ないものの、財務大臣/FIRBが国家安全の懸念があると判断した投資を事後的に審査する権限
- Call-in Powerを行使されても、対象となる取引について任意申請を投資前に行わなかったことについての罰則はない
- 任意申請の手数料は、FIRBの申請が義務付けられる同種の取引に関する手数料の25%

任意申請を行うかどうかの判断要素

- 国家安全に関する懸念があるとされる可能性があるかどうか
- FIRBのガイドラインで任意申請が推奨されているかどうか
- 任意申請をしないことのリスク（不確実性）と任意申請をすることによる不利益（例：競争入札における劣後性、付帯条件による縛り等）のバランス



FIRB承認申請の実務

FIRBへの申請 – 提出情報

FIRBへ提供する情報

➤ 投資家/買主と対象に関する情報

- 財務情報
- グループストラクチャー
- 究極的親会社の株主構成
- 事業内容
- オーストラリアにおける事業活動

➤ 取引に関する情報

- 取引のストラクチャー
- 取得対価およびその資金源
- 取引を行う理由
- 取引のデッドライン
- 対象資産の種類
- 取得後の投資家/買主の意向

➤ 国益・国家安全に対する影響

- 投資家/買主の大株主に外国政府投資家が含まれる場合、大株主の情報

FIRBへの申請

- FIRBへの申請はオンラインのプラットフォームを通して行われる
- 典型的な会社買収に関するFIRB申請書類
 - カバーレター
 - 投資家と対象会社の直近の財務諸表
 - 上場会社は直近のアンニュアルレポート
 - 投資家のグループストラクチャー図
 - 取引のストラクチャー図

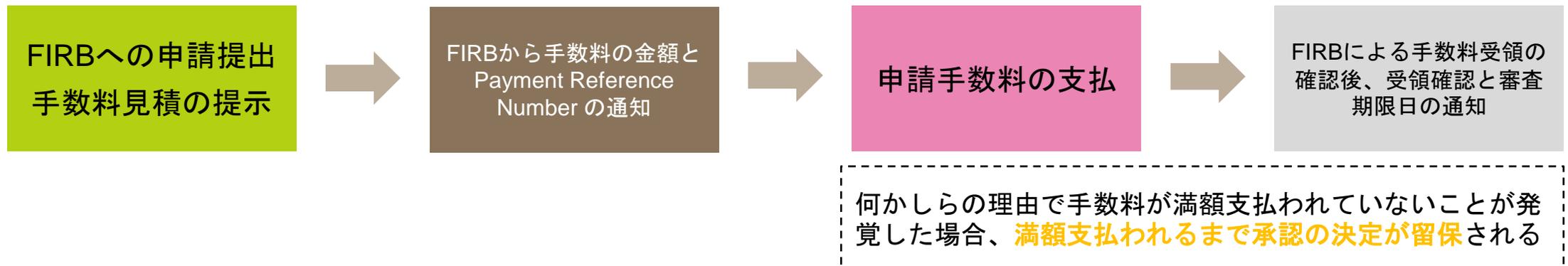
FIRB承認申請の実務

FIRBへの申請 – 申請手数料

2021年の外資買収法改正による影響

- 2021年の法改正により、原則として、**申請手数料は取得対価に応じて定まるようになる**（ただし、グループ内のリストラクチャリングなど、一定の取引には、固定の申請手数料が適用）
- 2021年1月1日以降から、**申請時に申請者が手数料の見積額を提示する必要**

申請手数料支払の流れ



FIRB承認申請の実務

FIRBによる審査

- FIRBへの申請提出後、質問や情報要請を受けるケースが多い
- 質問や要請される情報は案件の内容に応じて千差万別
- 申請時に提供された情報や、取引内容に直接関係しない情報の提供を求められることもある

質問・要請される情報の例

- 税務に関する質問（特に買収エンティティがSPCで買収価格が海外親会社により提供される場合）
- 申請者の株主に関する情報（特に金融機関のファンドによる保有の場合）
- 申請者のグループ会社の構成図
- 申請前の時点における対象会社の株主構成
- 申請対象の取引が複雑な場合、取引に関する詳細な情報
- 承認通知に記載される申請対象取引の記載文言の確認

本セミナーのトピック



1. 2021年の外資買収法改正の概要
2. FIRB承認申請の実務
3. 2021年法改正前後の実務の状況

2021年法改正前後の実務の状況

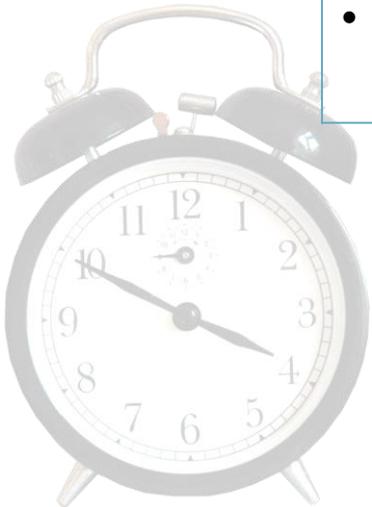
審査期間 – 外資買収法上の規定

2021年法改正前

- 法定審査期間は**30日**（申請手数料をFIRBが受領した時が起算点）
- 申請者が「任意」に**期間延長を要請**した場合、**要請した日**まで法定審査期間が延長される
- 財務大臣は**期間延長命令**によって**最大90日**まで法定審査期間を延長できる

2021年法改正後

- 法定審査期間は**30日**（申請手数料をFIRBが受領した時が起算点）
- 申請者が「任意」に**期間延長を要請**した場合、**要請した日**まで法定審査期間が延長される
- 財務大臣は**期間延長命令**によって**最大90日**まで法定審査期間を延長できる
- 財務大臣は（期間延長命令とは別に）申請者への通知により**最大90日**まで法定審査期間を延長できる – つまり申請者による期間延長の要請なしで法定審査期間を**最大180日（合計210日）**延長できる



2021年法改正前後の実務の状況

審査期間 – 実務上の運用

FIRBによる審査期間に関する外資買収法の運用は、2021年法改正前後で**基本的に変化なし**

1. FIRBの申請手数料受領のメール（自動応答）に法定審査期間満了日が記載される
 2. FIRBが法定審査期間満了日までに審査が終了しないと判断した場合、担当官から下記の主旨のメールが送付される:
 - a. 返答期限日までに申請者が「任意」にFIRBが指定する期日まで期間延長を要請することの奨励
 - b. 「任意」に期間延長を要請しなかった場合にFIRB/財務大臣が期間延長のためにできること
 3. 上記2.のメールにて申請者が「任意」に期間延長を要請した場合、要請通りに審査期間が延長される
 4. 申請者が期間延長を拒んだり、返答期限までに返答をしなかった場合、FIRB/財務大臣が外資買収法に基づき審査期間を延長する
- 2021年法改正により、2b.においてFIRB/財務大臣が期間延長のために行使できる権限の選択肢が一つ増えた
 - FIRBが要請（推奨）してくる延長期間は、**2～4週間程度**が多い（2021年法改正前後でこの点は変わらず）
 - 期間延長の要請（推奨）は**一度または二度**行われることが多い（同上）

2021年法改正前後の実務の状況

審査期間 – 平均審査期間

FY2019/20におけるFIRB審査期間の中間値*

48 日

2020年3月29日から同年12月31日まで[^]に申請された案件⁺の審査期間の平均日数

45.5 日

最長106日 最短12日

2021年1月1日以降現在までに申請された案件⁺の審査期間の平均日数

42 日

最長51日 最短27日

* FIRB Annual Report 2019-20 (2021年6月)

[^] コロナ禍による経済政策の一環としてFIRB申請の金額基準値がゼロとなった期間

⁺ Clayton Utz Japan Practice Team が関与した案件

2021年法改正前後の実務の状況

申請手数料

公式な立場

FIRB/財務省による申請手数料の受領が確認されるまでは申請案件の審査を行わない

実務上の運用

- FIRBによる審査は申請手数料受領前に事実上は開始される
- 法定審査期間は申請手数料の受領日から起算される
- 申請手数料が全額支払われなければ承認は下りない

- 2021年法改正前後で公式な立場も実務上の運営も変わらず
- 2021年法改正後、申請手数料額が取引対価とより細かく関連することとなったため、FIRBへの申請時に申請者が手数料の見積りを提示する必要が発生



2021年法改正前後の実務の状況

ケーススタディ（2021年法改正後の申請案件） – 国家安全基準に基づく申請案件

申請案件の概要

対象事業: 国家安全関連事業（豪州政府機関の施設および機密情報への接触の可能性）

対象取引: 日本の完全親会社による増資（100% → 100%）

FIRB申請の法的根拠と注意点

- 国家安全関連事業の直接的権利（direct interest – 原則として10%以上の持分）の「取得」
- 外資買収法上、一定割合の権利の「取得」は、当該割合を既に保有している者による追加取得も含まれる
- 国家安全関連事業の直接的権利の取得の場合、対象資産に関する金額基準はゼロ
- グループ会社間の取引であっても、FIRBの承認は免除されない（審査の際の考慮要素にはなり得る）

実務上の要点

- 申請準備:**
- 「国益」を基準とした申請における提出情報と殆ど違いはない
 - 「国益」の基準には国家安全も含まれるため、取引が国家安全に反さないことの説明は、「国益」を基準とした申請においてもしなければならない
- FIRBからの質問・依頼:**
- 申請者（上場会社）のファンド株主に関する情報提供の要請
 - 取引前後の株主構成のストラクチャー図の要請
 - 申請対象取引の文言の確認
- 審査期間:** 43日

2021年法改正前後の実務の状況

ケーススタディ（2021年法改正後の申請案件） – 外国政府投資家による申請案件

申請案件の概要

- 対象会社:** オーストラリアの金融業を営む会社
- 対象取引:** 対象会社の既存株主からマイノリティー株式を2段階に分けて取得
- 申請者:** 外国政府投資家（上場企業であるが、マイノリティー株式を外国政府機関が保有）

FIRB申請の法的根拠と注意点

- 対象会社の「直接的権利（direct interest）」の取得
 - 原則として10%以上の持分
 - 対象会社の経営に関与・影響を与えることができるようになる場合は0%
- 外国政府投資家によるオーストラリアの会社の直接的権利の取得の場合、対象資産の金額基準値はゼロ

実務上の要点

- 申請準備:**
- 取引ストラクチャー（とりわけ段階的な取得）についての説明
 - 申請者が上場企業であること、外国政府機関は申請者の取締役を指名していないこと、私企業として一般の法律や上場規則に準拠すること、などの点を強調
- FIRBからの質問・依頼:**
- 税務関連の質問
 - 取引前後の対象会社の株主構成のストラクチャー図の要請
 - 申請対象取引の文言の確認
 - 取引対価の確認
- 審査期間:** 47日

QUESTIONS?



www.claytonutz.com